

インフレスライドの請求手続等について

物価水準の上昇等により、請負代金額が変動している場合は、賃金水準の変更（労務単価の改定）が生じていなくても、下記のとおり、札幌市水道局建設工事請負契約約款に基づく請負代金額の変更（インフレスライド）を請求することができますので、請求手続についてお知らせします。

なお、インフレスライドの概要については、裏面をご確認ください。

請求手続について

① 請求の方法

請求書（別記様式6）を施行担当課（工事主任等）へ提出してください。

※請求書の様式は、入札情報サービスに掲載しております。

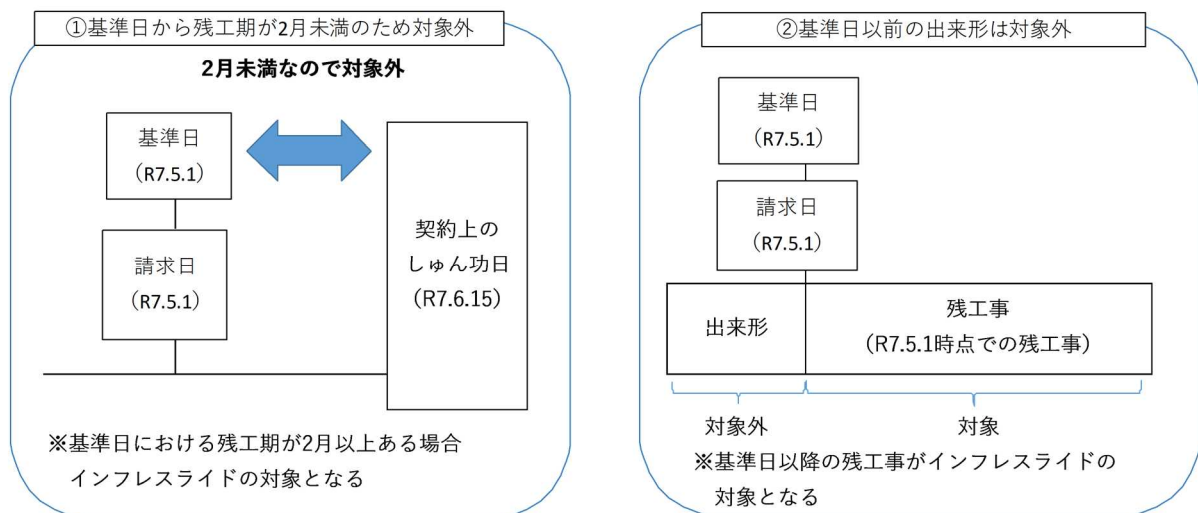
掲載場所：入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→スライド関係書式

② インフレスライドの請求が可能な場合

賃金水準の変更（労務単価の改定）の有無にかかわらず、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の1%を超え、且つ残工期が基準日から2月以上ある場合

③ 注意事項

請求日によっては①インフレスライドの対象外になる可能性があること②インフレスライドの対象となる残工事量が減少する可能性があることにご留意ください。



■お問い合わせ先 札幌市水道局総務部総務課契約係
TEL 011-211-7011

インフレスライドの概要について

1 インフレスライドとは

物価水準の上昇等により、札幌市水道局建設工事請負契約約款に基づき請負代金額を変更すること。

約款第 26 条第 6 項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

2 インフレスライドの対象工事

残工期^{※1}が基準日^{※2}から 2 月以上ある工事

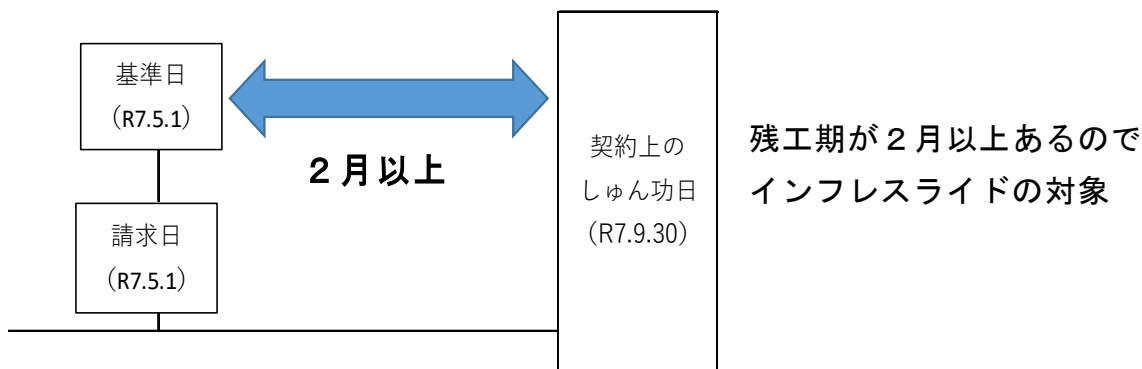
※1 基準日以降の工事期間

※2 請求があった日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日^{※3}とすることを基本

※3 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

例) 工期が令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 9 月 30 日までの工事

※令和 7 年 5 月 1 日に請求したと仮定



3 スライド額算定式

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \quad (\text{但し } P2 > P1)$$

S : 増額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額